

令和元年度第1回旭川市スポーツ推進審議会 会議録

日時	令和元年5月30日(木) 午後6時30分～午後8時25分	
場所	旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎3階問診指導室	
出席者	委員	8名 (敬称略:五十音順) 飯田委員, 伊藤委員, 上西委員, 武田委員, 永瀬委員, 則末委員, 古川委員, 山岡委員
	事務局 (市側)	17名 観光スポーツ交流部 スポーツ課(高橋課長, 森田施設・合宿担当課長, 今村補佐, 矢野補佐, 大淵主査, 松本主査, 遠藤) 農政部(東田次長) 農政課(菅原補佐, 長野主査) 農林整備課(松本課長, 支倉補佐, 山崎主査) 土木部 公園みどり課(田島課長, 村形係長, 高木主査, 畠山主任)
欠席者	委員	2名 池田委員, 伊東委員
会議の公開・ 非公開の別	公開	
傍聴者	(1)市民	0人
	(2)報道機関	0人
議事	1 開会 2 議題 (1) 使用料・手数料の見直し案について (2) (仮称) 旭川市スポーツ推進条例骨子案について (3) その他 3 その他 4 閉会	
会議資料	資料1 使用料・手数料の見直し案 資料2 平成30年度第3回旭川市スポーツ推進審議会での意見一覧 資料3 (仮称) 旭川市スポーツ推進条例の骨子 資料4 各都市のスポーツに係る条例の構成概要 資料5 (仮称) 旭川市スポーツ推進条例の骨子案について	
議事内容等	発言者	発言の要旨
1 開会	事務局	委員2名が欠席の旨を報告 委員1名の変更並びに新たに委員に対し委嘱状を観光スポーツ交流部長から手交したことについての報告。
	会長	会長挨拶
(1) 使用料・手数料の見直し案について	会長	「使用料・手数料の見直し案」について, 事務局から説明願う。
	事務局	(資料1に基づき説明)
	会長	ただ今事務局から「使用料・手数料の見直し案」について説明を行った。委員の皆様から意見や質問等はあるか。

委員	スポーツ・レクリエーション施設については総じて値上げとなっているが、使用料・手数料あわせて例年よりも増収となるのか。
事務局	市全体では、使用料ではプラスマイナスゼロである。手数料全体では、約8,300万円の増、無料施設の有料化で約1,300万円の増、減免の見直しで約100万円の増、合計9,700万円程度の増となっている。スポーツ・レクリエーション施設は、大部分が増額となるが、市全体でみると財政効果はプラスマイナスゼロと見込んでいる。
委員	改定前の1.5倍を上限としているが、1.5倍は何を根拠としているのか。
事務局	使用料・手数料の見直しの方針を策定する際に中核市の状況を調べたところ、概ね1.5倍を上限とする市が多かったため参考とした。1.5倍とすることにより激変緩和を図っている。
委員	消費税率10%が予定されており、電気代・消耗品費などで支出が増えることが予想されるが、消費税増税分との係わりはどのようになっているか。
事務局	今回の改定では、過去4年間の実績をベースに掲載しているので、消費税率が8%時の経費で算定している。
委員	料金改定は理解できる。しかし消費税増税に伴い市の運営に影響を及ぼすのではないかと懸念もある。来年また料金改定により上げるのか、若しくはこの内容で10年間程度運営していく予定なのか。
事務局	1年毎に見直しを行うということではなく、基本的には4年毎に定期的に見直しを図っていく必要があると考えている。
委員	受益者負担・負担の公平性という内容は理解できるが、利用者の立場として一気に値上がりすると利用者が減るということも考えられる。利用者減の視点も考慮しているのか。
事務局	利用者の減について想定はしているが、今回の見直しは、現在の実績でのシミュレーションを行っているものなので、値上がりによってどの様に利用者が変動するかは、今後の状況を注意深く見ていかなければならないと考えている。
委員	施設の使用率は把握しているのか。利用者の多い施設について値上げを行うのは納得できるが、利用者が少ないような施設で値上げを行うのは納得できない利用者がいると考える。
事務局	利用者数は把握しているが、使用率あるいは回転率を把握することは難しいと考えている。個人使用料は、経費から全利用者数で割ると一人当たりの負担が分かるが、利用者の多い施設だと一人当たりの負担は小さく、逆に利用者の少ない施設だと一人当たりの負担は大きくなる。
会長	1.5倍を上限に算定料金を設定しているが、1.5倍未満ではあるが、算定料金が高額な施設が見受けられる。そのような施設については、見直しを図っていかなければ利用者は納得しないのではないかと考える。改定率に利用者の回転率は反映されているのか。
事務局	例えば、旭川市リアルター夢りんご体育館であれば、土日は大会等の専用使用で埋まっており、平日の夜間であってもほぼ埋まっている状況である。一方で遠方の施設、利用が落ち込んでいる施設などは、利用者の使用率は低い状況である。
委員	学校開放は料金としては非常に安価なので、学校開放の利用に流れてしまう可能性があるのではないかと。現在も少人数で活動を行っている団体もあるが、値上がりとなった場合これまでより負担が大きくなるのが考えられる。学校開放と施設利用についてどのような考えを持っているか。
事務局	学校開放に利用者が流れることは想定されるが、小中学校の体育館については、ほぼ100%利用されているような状況である。以前は無料で利用していただいたが現在は有料となっている。比較的low額の料金設定で運営しているが今回は施設の使用料の見直しであり対象外となっている。

会長	<p>算定料金の上限を1.5倍としたのは良いと考える。本来それ以上に算定された料金をそのままカットして良いのかということも考えなければならぬ。1.5倍を大きく超えている料金は、今後どうすべきか検討していく必要がある。春光台公園キャンプ場、21世紀の森のキャンプ場について外国人がレンタカーを借りて滞在したり、よく散歩しているので、シーズン券などを作るのは良いことだと思うが今後、実際に算定料金を出してもらい検証していただきたい。</p>
事務局	<p>市内キャンプ場については、これまで全て無料であった。公園みどり課所管のキャンプ場は4箇所あり、カムイの杜公園ではフリーサイトでスペースが埋まる程夏休みには利用されている。春光台公園も施設が整っており人気の施設である。神楽岡公園も人気のある施設であるがカムイの杜、春光台公園ほどではない。西神楽公園は北海道の自然が感じられる穴場の場所として道外観光客に人気がある。4箇所の公園それぞれで使われ方が違っている。4箇所のうち2箇所を有料化した理由は、管理人が常駐しているからである。新たに管理人を雇うとなると人件費が必要になるため、まずは従来から常駐している公園から使用料を徴収することとした。有料化する2施設の利用実態を把握しながらニーズに合わせた料金改定を行っていききたい。</p> <p>21世紀の森のキャンプ場は、全部で3箇所あり本州や市外から来られる方が多いという特徴がある。3箇所とも有料化するが、アンケートを取ると、料金を徴収した方が良いという意見もあったので、これからの利用状況を見ながら次の料金改定時には料金設定の検討をしていきたいと考えている。</p>
会長	<p>キャンプもアウトドアでいう立派なスポーツの範疇と言えるものなので今後、効率の良い運営をしてもらい、一緒に旭川市のスポーツの推進に協力してほしい。</p>
委員	<p>元号と西暦が混在しているのはわかりにくい。(資料について)</p>
委員	<p>受益者負担の考え方は理解できるが、見直し後の利用率・利用実態を把握しておかなければ次の見直し時に困るのではないかと。スポーツを推進する立場として、市民が利用し満足していただけるような市民目線に立った利用料金としていただきたい。市民とそれ以外で区分するような料金にならないもの。</p> <p>カムイスキーリンクスの料金については、スキー愛好者にはシニア世代が多くシニア料金の設定には敏感である。</p> <p>市民とそれ以外を区別する料金設定となることを期待している。</p>
事務局	<p>料金の改定に伴って利用者の推移をつぶさに検討し次回の見直しに生かしていかなければならないと考えている。市民とそれ以外を区分することは、旭山動物園では行っているが、身分証の提示を求める作業など運営面での課題があり、今回の見直しでは全ての施設で導入を見送ったところである。</p> <p>カムイスキーリンクスの値上げ分は、指定管理者である大雪カムイミントラDMOの運営や小規模修繕の財源として活用させていただく予定である。また、小学生の1回券などの料金は据置き、子ども達の競技普及を図ることも考えた料金設定としている。</p>
会長	<p>受益者負担の基準について、競技ごとで割合に差があるのは、競技普及率とも関連があるように思える。ふるさと納税の返礼品などでカムイスキーリンクスのシーズン券が選べるようにするなど市内部で連携して検討願いたい。</p>
委員	<p>利用者として、あまり使用されていない施設が値上がりしても納得しにくい。</p>
会長	<p>ますます行かなくなり利用者が減ってしまえば料金を上げた意味がなくなるということもあり得る。</p>
委員	<p>カムイスキーリンクスの料金について、60歳以上の料金改定額と一般の方の料金改定額を比較すると、60歳以上の料金改定額は、一般と比較し10%程割り引かれている。料金表示は、年齢を表示した上で料金の割引が受けられていることが分かるような見せ方を行うと、利用する側としては得した気分となるのではないかと。</p>
会長	<p>そのような運営上のテクニックについても工夫して行っていただきたい。</p>

	会長	使用料・手数料についてそれぞれ説明があった。素案について様々な意見をいただいたので、事務局でまとめていただき、担当部局に審議内容の報告をお願いしたい。今後のスケジュール等を説明願う。
	事務局	今回の御意見について、総合政策部に伝える。今後、スポーツ推進審議会を含めほかの審議会、38回の個別説明会、6月14日までのパブリックコメントの意見を踏まえ修正案を作成し、7月頃に改めて審議会に修正案を報告する予定である。市民からの意見や提言などを踏まえながら、料金改定の最終案をとりまとめ、9月の定例市議会に関連する議案を提出し、2020年4月から新料金を適用したいと考えている。なお時期の例外としてカムイスキーリンクスのリフト券については、新シーズンに併せて新料金を適用したいと考えている。 (農政部・土木部職員 退出)
(2) (仮称) 旭川市スポーツ推進条例骨子案について	会長	それでは、議事第2号「(仮称)旭川市スポーツ推進条例について」前回、皆様から条例の骨格を考える上で、施策の視点・施策に反映するポイントについて意見をいただいた。今回の審議会に向け事務局で意見を整理していただいたので事務局から説明願う。
	事務局	資料2・3に基づき説明
	会長	条例のポイント(案)が、大きく5つ示されたが、旭川市の今後のスポーツ推進を図っていく上で、この内容で良いか、抜けている視点がないか等皆様の意見を頂戴したい。
	会長	条例に反映するポイントとあるが、ポイントとは何かどのように考えれば良いか。
	事務局	あえて言えば、条例を支える柱のようなイメージである。
	会長	基本理念とは異なるのか。これは個人の意見だが、生きがいや喜びといった言葉は入らないのか。それがスポーツに取り組める喜びに繋がってくる。ファンスポーツ、スポーツを楽しむ視点も考える必要がある。委員の皆様から色々と御意見をいただきたい。
	事務局	基本理念というのは、条例の全体を貫く考え方を表したものである。補足として、これまでの各委員の意見を集約してこのようなポイントを示した。これはあくまで条例制定に当たっての骨子であり、これから肉付けをして旭川市スポーツ推進条例(案)としていきたいと考えている。そのためにも様々な意見をいただけるとありがたい。
	会長	様々な人が生涯を通してスポーツに触れる環境について、スポーツを取り巻く環境をどう捉えるか概念について議論していきたい。スポーツができる環境づくりを進めようとしているが、なかなか思い描いたように進まないのが現状である。
	会長	委員の皆様と考えて頂いてから意見をいただきたいので、先に資料4・5について事務局から説明願う。
	事務局	資料4・5に基づき説明
	会長	ただいま資料の説明で「旭川市スポーツ推進条例の骨子案について」と「各都市のスポーツに係る条例の構成概要」が示され、スポーツ推進条例の骨子案については、大きく3つ目的定義・基本理念・推進計画の策定で構成されている。他都市の構成概要も参考にし、旭川市の条例の構成はこの内容で良いか、抜けている構成要素がないか等皆様から意見等はあるか。 資料5の基本理念①～⑤が条例に反映するポイントの1～5と同じという認識で良いか。 スポーツにはどういう価値があってそれが全ての人の権利であるということが基本の理念である。資料5のうち3つは基本理念というよりも施策の柱として捉えることができる。各都市の条例を比較してみて参考になった部分はあるか。
	事務局	資料の認識としては、その内容で間違いない。各都市の条例を比較してみると様々なパターンがあり参考にできそうな都市の条例も多くある。しかしながら、あまり参考にしすぎてしまうと他都市の真似になってしまう恐れがあるのでバランスが重要になってくる。条例の作り方として、分かりやすさを追求した10条程の短い条文からなる理念条例だったり、細かな規定を盛り込み条文数が多い条例もある。条例の方針、組み立てが各都市によって違ったものになっている。今、示しているものは骨であって、これから肉付けを行っていくものとなっている。

会長	資料4のその他構成内容の欄は非常に参考になる。各都市の条例の特性が分かるようになっており、ある都市はスポーツ週間を設けているとか、別な都市は経済に視点を置いているだとか様々なことを認識することができる。また、施策についてのヒントにもなる。個人の意見としては、条例においては基本理念を明確に規定し、皆の意識を共有させることが必要であると考え。共通の理念の後、様々な施策へとつながっていくので基本理念を今一度整理する必要があるのではないかと考える。協働、地域活性化なども入れていただいた上で条文は13条～16条程度とし、融通性を持たせるようにして条例を制定していった方が良く考える。
委員	基本理念は、3～5程度で良いと考える。理念が多数あると施策と一緒に。理念と施策が重複し違いがわからなくなってしまうのではないかと考える。具体的な内容は条例ではなく振興計画や各施策で行っていったらどうか。
会長	資料4「その他構成内容」等の部分は今後の施策にも参考になる。
委員	各都市の条例は、様々な時代に策定されている。その中でも平成23年にスポーツ基本法が制定されたが、同法が条例の根本となるのではないかと考える。スポーツ基本法では、前文において「スポーツは世界共通の人類の文化である。」と規定している。文化というのは、非常に大事な言葉である。旭川市の条例においても文化という言葉は抜かすことができない大事なポイントになるのではないかと考える。基本法では、健康及び体力の保持増進や精神的な面についても触れている。前文に記載されている内容は、重要なポイントとなるので、条例においても反映するようにしなければならないと考える。
会長	スポーツには「する」こと以外にも「見る」「支える」「知る」など様々なかたちの参加の仕方があるので、逆に地域レベルでは文化と言わない方が良いのではないのかとも思う。文化という大きなくりを一都市が背負う必要はないのではないのかとも思う。
委員	基本法が根本であり。同法で文化ということで触れているので、やはり文化という言葉は必要だと考える。
事務局	スポーツ基本法も参考にしつつ、地方自治体としてどこまで取り入れられるか、基本理念についてある都市の文言では「～しなければならない。」としている。スポーツについてそこまで言い切れるのだろうかという葛藤もある。
会長	誰もがスポーツができる、取り組むことができるというのがスポーツの基本である。
事務局	スポーツ基本法にある文言が、条文の文言にそのまま用いることにはならなくても、理念についてはしっかりと反映させて内容を考えていきたい。
委員	障がい者の規定はスポーツ基本法にはピンポイントで書かれている。市の条例で広げて規定するのかという問題がある。前提として、スポーツ基本法を分かっている状態で条例を制定するのか、見ていない状態で制定するのかどうかで条例の書き方も変わってくる。
事務局	あえて明言し、意思を示すかどうかは今後の議論を聞いて参考にしていきたい。
会長	障がい者などの言い方は重要で、障がい者・女性・高齢者・勤労者へのスポーツ振興は欠かせない視点であるので、それらを明記しているところがあれば参考にするとよいと思う。
委員	これまでは、日本の法律では「すべての人」というくくりで障がい者などのマイノリティを内包するような規定のされ方をしている。前提はそうではあるが、それではなかなか参加が難しく、差別があることは間違いないと考える。マイノリティの参加を促すとなると、特別に規定をしないと置いて行かれてしまう。そこを強調するかどうかが問題となる。
会長	具体的な案はあるか
委員	マイノリティの規定を1項目入れることで、現状を認識しているという姿勢を示すことが挙げられる。
会長	この問題に関して意見はあるか。
委員	現在の基本理念の案である「全ての市民が、年齢や性別、障がい等を問わず」という文言では不十分だと言うことか。

委員	これまでも度々このような規定のされ方をしていたが、効果が見られなかった。例えば、夏祭り等のイベントは、車いすではなかなか行くことが難しい。決して主催者が排除しているわけではないのだが、入れないのが現状である。個別に規定することによって強調され参加しやすい環境が創出できるのではないかと考える。
事務局	これまで日本で行われてきたことでは、環境づくりが進んでいかないという認識はある。条例を制定していく上でスポーツに縁が無かった人の気運をどのように高めるかということ課題としている。
委員	スポーツに縁が無かった人に対する視点を、個別の項目として加えてみてはどうか。
事務局	基本理念は揺るぎないものとして、旭川市で特に力を入れていく部分は、どの部分かという問題でもあると思う。委員の皆さんの御意見を踏まえて作っていきたい。
委員	言い方として「すべての人」という言葉を始めに使用した場合、結果的に多数派からの言い回しになっている。マイノリティを表す言葉として交通弱者や買い物弱者といった言葉はあるが、スポーツへの参加に対するマイノリティの言葉はない。交通や買い物は全ての人がやらなくてはならないもので、スポーツは嗜好であるとの認識があるからかもしれない。
会長	少数派についてどのように反映できるか事務局に考えていただくこととする。 他に意見等はあるか。個人としては各団体を調整する連絡協議会を設立するというような言葉を入れていただきたい。
委員	私も賛成である。市役所内で子どもや健康などの部署との連携を図れるようにしていただきたい。
会長	それをコーディネートするのが市の役割でもある。他の施設などにも連絡ができる団体が必要であると考え。
事務局	現在の第二次旭川市スポーツ振興計画の見直しを行う際に、団体同士の横の繋がりや市のPR不足などの課題があるとの結論に至った。審議会がその問題解決の第一歩となるので、連携や連絡協議会などについて条例の内容にどのように落とし込んでいくか検討したい。
委員	様々な部局等で行っている同じ内容の取組が、連携を図るとより効果的な事業になる。
事務局	そこには課題意識を持っており、高齢者施策の部局、健康推進施策の部局などで個々に行っており横の繋がりが十分ではない現状である。
会長	是非、連携により、例えば1+1が5となるような価値のある取組にしていきたい。
委員	条例に反映するポイントと基本理念を見比べると、例えば基本理念の①と②は条例の反映するポイントの2、5の内容で1と3も重複している部分があり、経済に関する内容と交流が同じになっているポイントもあり、更にまとめることや、内容の検討が必要なのではないか。基本理念③の「指導者の育成」は基本理念としなくて良いのではないかとと思う。
委員	基本理念は多くする必要がなく、3つくらいの分かりやすい方が良い。
委員	文章の一文が長いので、一般市民でも分かるようキーワードを用いるなど分かりやすい条例が良い。市民に向けて、制定するものなのでまとめると良いと考える。
事務局	次回までに3つほどにまとめられれば良いと考えている。資料5について基本理念で言うと、①は「生涯スポーツの推進」、②は「健康維持」、③は再検討が必要であるが「競技力の向上」、④は「連携」、⑤は「交流」というようにキーワードが挙げられる。
会長	「交流」は、キーワードの一つとして良い言葉である。「連携」だと施策を行う場合、仕事の意味合いが強いが、「交流」だと幅広い年代のつながりを連想できる。「健康」や「生きがい」などほかにもキーワードはたくさんある。
委員	基本理念のない条例もあるので、そこをシンプルにして条文で示すというのもひとつの方法である。

	会長	他に意見等はあるか。
	委員	議案提出の時期は、いつ頃を目標としているのか。
	事務局	来年2月から3月の第1回定例会を予定しており、来年度からの施行を目標としている。
	会長	それでは、本日の意見を参考に構成内容を修正・追加・削除し、事務局で骨子作成を進めていただくということによろしいか。
	各委員	(了承)
	会長	以上で、議事第2号を終了する。他に事務局から報告事項・議事はあるか。
	事務局	(発言等なし。)
3 その他	会長	その他何かあるか。
	事務局	(発言等なし。)
	会長	委員の皆さんから何か情報提供はあるか。
	各委員	(発言等なし。)
4 閉会	会長	本日の審議は全て終了とする。事務局から連絡事項はあるか。
	事務局	次回の開催では、使用料・手数料について修正案を報告したい。また引き続きスポーツ推進条例についての審議を行う。概ね2か月後に開催する予定である。
	会長	以上で、令和元年度第1回旭川市スポーツ推進審議会を終了する。